



埼玉県報

第 2 5 3 8 号
平成25年10月25日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業環境影響評価調査計画書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [平成25年度埼玉県准看護師試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [明戸南部土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県教育機関等ファイルサーバシステム用機器賃貸借に関する落札者等の公示\(教委・総務課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [電子署名生成装置の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [IC運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [運転者管理業務用ホストコンピュータ機器の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二四〇	二四〇		七六〇
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三二〇	三六〇		一、〇四〇
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二四〇		六四〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制	音楽科 普通科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	二八〇		九二〇
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三六〇		一、〇〇〇
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立南稜高等学校	全日制	科 外国語 普通科 体育科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	八〇	三二〇		九六〇
埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二八〇		二四〇
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三六〇		七六〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇		四八〇
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三六〇		一、〇〇〇
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三二〇		一、〇〇〇
埼玉県立鷲宮高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	二八〇		一、〇〇〇
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三六〇		九二〇
埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	人文科	共	四〇	四〇	四〇		一二〇
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇		七二〇
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		八四〇
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	科 総合学	共					八八〇
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二〇〇		六八〇
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二八〇		七六〇

埼玉県立いずみ高等学校										埼玉県立秩父農工科学高等学校																											
全日制					専攻科		定時制	全日制																													
イ エ ン	環 境 サ イ ン	科 ザ イ ン	環 境 デ ザ イ ン	科 源 化 学	生 物 資 源	ス コ イ エ ン	生 物 サ イ エ ン	産 科	生 物 生 産	攻 科	テ ム 専 攻	械 シ ス	情 報 機 械	普 通 科	ン 科	デ ザ イ ン	フ ー ド デ ザ イ ン	ラ イ フ デ ザ イ ン	科 ス テ ム	機 械 シ ス テ ム	科 ス テ ム	電 気 シ ス テ ム	機 械 科	電 気 科	械 科	電 子 機 械	学 科	森 林 科	学 科	食 品 化 学	農 業 科	理 科	情 報 処 理	科 ザ イ ン	園 芸 デ ザ イ ン		
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	四〇	
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	四〇	四〇	
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	
														四〇																							
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	四〇	一六〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	八〇	八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	二四〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	

埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	六四〇
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	四八〇
	定時制	総合学科	三二〇
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	二四〇
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	六四〇
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	九六〇
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	七二〇
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	七二〇
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	九六〇
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	七二〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	七二〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	七二〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	七二〇
		外国語科	一二〇
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	九六〇
		福祉科	二四〇
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	三六〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	八八〇
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	九六〇
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	一、〇〇〇
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	三六〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	一、〇〇〇
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	一、〇〇〇
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科	三二〇
埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科	三二〇
		工業技術科	三二〇
		普通科	一六〇
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科	一二〇
		舞台芸術科	一二〇
		映像芸術科	一二〇

二 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、情報ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学校名	埼玉県立大宮光陵高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一一〇

情報コース

学校名	埼玉県立日高高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇
学校名	埼玉県立上尾橘高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇
学校名	埼玉県立三郷高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇

体育コース

学校名	埼玉県立八潮高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇
学校名	埼玉県立飯能南高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇
学校名	埼玉県立児玉高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇

情報ビジネスコース

学校名	埼玉県立松伏高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇

情報コミュニケーションコース

学校名	埼玉県立白岡高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇

三 保護者の転勤等に伴う転入学及び第十六条第四項に規定する入学に係る生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リリー・アスレチック・クラブ
- 三 代表者の氏名
長谷川 哲夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市芝下一丁目二番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県川口市と周辺地域におけるスポーツ活動の振興を図り、乳幼児から中高齢者、障がいの有無にかかわらず、すべての人が参加できる総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠々いい旅
- 三 代表者の氏名
岩井 敏行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市塚越七丁目三十五番十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者に対し、移動サービス事業を行い、豊かな生活を支援し生活の質の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はあとびいと

三 代表者の氏名

田母神 由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字別所字悪戸四十三番地六

五 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者の方に対し、訪問介護事業、予防訪問介護事業、通所介護事業、予防通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

二 この法人は心身障害者（児）、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ・レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

三 この法人は心身障害者（児）が自立した生活を送るために室内作業や農作業などを提供し、生活訓練作業及びコミュニケーション訓練などを実施、支援し、安心して暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千四百八十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、埼玉県公営企業管理者から杉戸町の区域内において行われる杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 事業者の氏名及び住所

イ 氏名

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

ロ 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

二 事業計画の名称及び種類

イ 名称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

三 縦覧の期間及び場所

イ 期間

平成二十五年十月二十五日（金）から同年十一月二十五日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ロ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

春日部市環境政策推進課

幸手市産業団地整備推進室

杉戸町産業団地拡張推進室

千葉県野田市環境保全課

茨城県境町生活安全課

四 意見書の提出

当該調査計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は事業者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十五年十月二十五日（金）から同年十二月九日（月）まで

口 提出先

埼玉県地域整備事務所

告 示

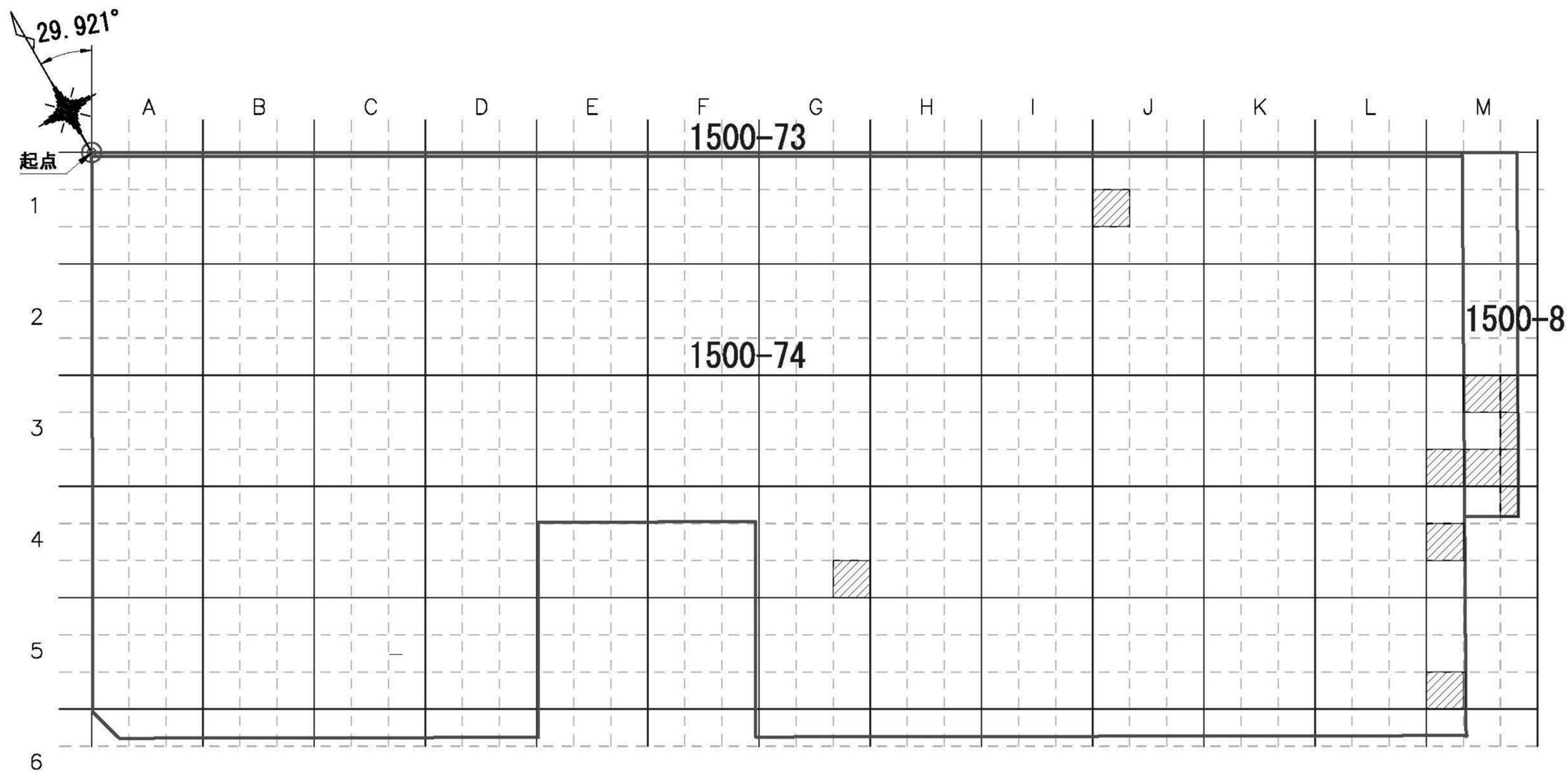
埼玉県告示第千四百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番八の一部、千五百番七十四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点
 起点は、埼玉県ふじみ野市福岡2丁目1500-73の最北端

格子の回転角度 29.921°
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度

凡例
 - - - : 10m格子
 ——— : 30m格子
 ▨ : 形質変更時要届出区域を解除する区域

告示

埼玉県告示第千四百八十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十六年 二月十六日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

- イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十六年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十六年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十六年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十六年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十
七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十六年一月十日（金）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三階三〇一会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十六年三月十二日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十六年三月十二日（水）午前十時から四月十一日（金）まで

告示

埼玉県告示第千四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモデイイイダ蔵店

埼玉県川口市芝四丁目一番八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）敷地内駐車場 午前九時三十分（年間百日午前八時三十分）から

午後十時

隔地駐車場 午前十時から午後九時

（変更後）敷地内駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場 午前十時から午後九時

ハ 変更年月日

平成二十五年十月十六日

二 届出年月日

平成二十五年十月十五日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十月二十五日から平成二十六年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月二十五日から平成二十六年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

芝ブランドポウル

埼玉県川口市芝三丁目十一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）敷地内駐車場 午前九時三十分（年間百五十日午前八時三十分）

から午後十時（ポウリング場は午前〇時まで）

隔地駐車場

午前九時三十分（年間百五十日午前八時三十分）

から午後十時（ポウリング場は午前〇時まで）

（変更後）敷地内駐車場 午前八時三十分から午後十時（ポウリング場は午

前〇時まで）

午前八時三十分から午後十時（ポウリング場は午

前〇時まで）

ハ 変更年月日

平成二十五年十月十六日

二 届出年月日

平成二十五年十月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十月二十五日から平成二十六年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月二十五日から平成二十六年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
明戸南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	右 島 悦 雄	埼玉県深谷市上増田千番地一

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名又は名称

大澤千鶴代、小林朝保、小林優、柴崎鹿太郎、柴崎保喜蔵、富田定治、林永次郎、林富士太郎

二 通知の要旨

- イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十五年農林水産省告示第二千四百七十八号（保安林の指定施業要件を変更する件）によること。

告 示

埼玉県告示第千四百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県教育機関等ファイルサーバシステム用機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部総務課情報企画・行政監察担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号
- 5 落札金額
30,503,655円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月12日

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2
- 5 落札金額
341,775,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月9日

告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランシャリオ202
- 5 落札金額
241,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月9日

告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランシャリオ202
- 5 落札金額
206,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月9日

告 示

埼玉県告示第千四百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 落札金額
185,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月9日

告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランシャリオ202
- 5 落札金額
309,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月9日

告示

埼玉県告示第十五百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
電子署名生成装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
123,971,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月19日

告示

埼玉県告示第千五百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
I C 運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
132,864,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月5日

告 示

埼玉県告示第十五百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
運転者管理業務用ホストコンピュータ機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
1,070,055,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月12日

告 示

埼玉県告示第十五百三三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号
- 5 落札金額
347,060,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月5日

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年十月二十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県入里郡寄居町大字鉢形字町田三千二番四、三千一番五
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十五・〇〇メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月七日

指令越建セ第二四〇〇六一一号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二十一日

越建セ第三三七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業五十四街区八及び十画地（従前
地…南埼玉郡宮代町字道佛三百七十七番一、三百七十七番二及び五百二十九番
一）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百二十九番地二

島村 誠

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月九日

指令越建セ第二四〇〇六八二号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二十二日

越建セ第三四〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二三五三番一、二三五三番十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二三五二番地一

小島 直樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月十八日

指令越建セ第二四〇〇八一一号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二十二日

越建セ第三四二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島字前七百六十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野二千三百八十二番地二

長井 直也